

給付型の制度

	高等職業訓練促進給付金	自立支援教育訓練給付金
概要	ひとり親の方が資格取得を目指して修業する期間の生活費を支援する制度	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援する制度
対象者	以下の①から④の要件を全て満たす人 ① 児童扶養手当を受給している方 ② ①と同等の所得水準にある方 ③ 養成機関で6カ月以上の訓練 ④ 資格取得を目指す方	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方 (1) 児童扶養手当を受給しているか又は、同様の所得水準にあること (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること (3) 原則として、過去に訓練給付金を受給していないこと
支給額	1 訓練期間中、月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円） ※訓練を受けている期間の最後の1年間は支給額を4万円増額 2 訓練修了後、5万円を支給（住民税課税世帯は25,000円）	授業料の60%に相当する額 【受給期間】 2年
お問合せ窓口	お住まいの都道府県、市区町村	お住まいの都道府県、市区町村

貸付型の制度

高等職業訓練促進貸付金制度

概要	就職に有利な資格の取得を目指して養成機関に通うひとり親家庭の親の修学を容易にすることにより、資格促進を促進するため、準備費用が多く掛かる入学時と就職時に資金の貸付けをしている。
対象者	高等職業訓練促進給付金の受給者
支給額	【入学準備金】 500,000円（入学時） 【就職準備金】 200,000円（修了時）
返還免除	養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業継続した場合は、申請により返済債務額が全額免除される。 ※1週間の所定労働時間が20時間以上であること。なお雇用形態は問わない。
お問合せ窓口	お住まいの都道府県、市区町村

保育士修学貸付金制度

	東京都	川崎市	横浜市
貸付額	【貸付期間】 2年間 【貸付額】 最大1,600,000円	【貸付期間】 2年間 【貸付額】 最大1,600,000円	【貸付期間】 2年間 【貸付額】 最大1,600,000円
お問合せ窓口	東京都社会福祉協議会 保育士修学資金ご担当	川崎市社会福祉協議会 川崎福祉人材バンク 保育士修学資金貸付ご担当	横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 保育士修学資金貸付ご担当

	千葉県	千葉市	船橋市
貸付額	【貸付期間】 2年間 【貸付額】 最大1,600,000円	【貸付期間】 2年間 【貸付額】 最大1,700,000円	【貸付期間】 2年間 【貸付額】 最大720,000円
お問合せ窓口	千葉県社会福祉協議会 人材確保貸付ご担当	千葉市社会福祉協議会 保育士修学資金ご担当	船橋市役所健康福祉局子育て支援部保育認定課 保育士修学資金貸付ご担当

	埼玉県	さいたま市	茨城県
貸付額	【貸付期間】 2年間 【貸付額】 最大1,400,000円	【貸付期間】 2年間 【貸付額】 最大1,600,000円	【貸付期間】 2年間 【貸付額】 最大1,600,000円
お問合せ窓口	埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター 保育士修学資金貸付ご担当	さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課 保育士修学資金貸付ご担当	茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部 人材自立育成ご担当